

平成28年4月

# 障害者差別解消法 が施行されました！

※正式名称「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」





## 障害者差別解消法とは

この法律は、障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指しています。

## 法のポイント（障害を理由とする差別）

「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が「障害を理由とする差別」となり、禁止されます。

※民間事業者においては、合理的配慮の提供は努力義務となります

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
行政機関等	 不当な差別的取扱いは禁止されています	 法的義務 障害者に対し合理的配慮を行わなければなりません
事業者	 不当な差別的取扱いは禁止されています	 努力義務 障害者に対し合理的配慮を行うよう努めなければなりません

### ○不当な差別的取扱い

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。

正当な理由があると判断した場合は、障害のある人にその理由を説明し、理解を得よう努めることが大切です。

### ○合理的配慮の提供

障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。

障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた場合に、負担が重すぎない範囲で対応することを合理的配慮といいます。

負担が重すぎる場合でも、障害のある人に、その理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得よう努めることが大切です。

合理的配慮の内容は、障害特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なります。

## 社会的障壁とは ～ 社会の中にあるバリア

障害者にとって日常生活や社会生活の上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

- (例)・利用しにくい設備 (道路の段差等)
- ・利用しにくい制度 (障害を理由に資格・免許等の付与を制限する等)
  - ・障害者の存在を意識していない慣習や文化  
(難しい言葉で書かれた書類、手話通訳や要約筆記の無い講演会等)
  - ・観念 (障害のある人への偏見など)

## 法の対象となる事業者とは

会社やお店など、同じサービスなどを繰り返し継続する意思をもって行う人たちをいい、社会福祉法人やNPO法人等も「事業者」に含まれます。

## 事業者への指導は

事業者が適切な判断を行えるよう、主務大臣 (事業を担当する大臣) が対応指針を定めています。

福祉分野に関わる事業を行う事業者については、厚生労働省が「福祉事業者向けガイドライン」を作成しており、この中で、障害特性に応じた具体的対応例も示されています。

また、主務大臣もしくは他の法令の規定により事務を委任された都道府県知事は、必要があると認めるときは事業者に対し報告を求め、助言・指導、勧告を行うことがあります。

## 雇用部門については

募集・採用や賃金、配置、昇進等、雇用の分野における差別については、相談や紛争解決の仕組みを含め障害者雇用促進法に定めるところによります。

## 相談窓口は

障害のある方が事業者との間で、不当な差別的取扱いを受けた場合や、合理的配慮を提供してもらえなかったなどの場合は、各市町の担当窓口で相談を受け付けています。

平成28年4月 山口県障害者支援課

TEL 083-933-2764

FAX 083-933-2779

a14100@pref.yamaguchi.lg.jp

## 障害を理由とする差別に関する相談窓口一覧

## ◆県職員の対応についての相談

窓口	TEL	FAX	メール
山口県障害者支援課在宅福祉推進班	083-933-2764	083-933-2779	a14100@pref.yamaguchi.lg.jp
中央県民相談室（県庁内）	083-933-2570	083-933-2599	kenmin.soudan@pref.yamaguchi.lg.jp
岩国地方県民相談室（岩国総合庁舎内）	0827-29-1506	0827-29-1591	a12301@pref.yamaguchi.lg.jp
柳井地方県民相談室（柳井 “ ”）	0820-24-0250	0820-24-0275	a12302@pref.yamaguchi.lg.jp
周南地方県民相談室（周南 “ ”）	0834-33-6401	0834-33-6497	a12303@pref.yamaguchi.lg.jp
山口地方県民相談室（山口 “ ”）	083-921-9540	083-925-4646	a12307@pref.yamaguchi.lg.jp
宇部地方県民相談室（宇部 “ ”）	0836-38-2116	0836-21-2116	a12304@pref.yamaguchi.lg.jp
下関地方県民相談室（下関 “ ”）	083-235-8791	083-233-6217	a12305@pref.yamaguchi.lg.jp
萩地方県民相談室（萩 “ ”）	0838-21-0051	0838-21-0061	a12306@pref.yamaguchi.lg.jp

## ◆その他の相談

市町窓口	TEL	FAX	メール
下関市基幹相談支援センター （下関市障害者生活支援センター）	083-231-1959	083-228-3212	shimoshoukikan@shimoshakyo.or.jp
下関市福祉部障害者支援課	083-227-4199	083-222-3180	fkshogai@city.shimonoseki.yamaguchi.jp
宇部市障害者差別解消相談窓口	0836-34-8342	0836-22-6052	syou-fuku@city.ube.yamaguchi.jp
山口市障がい福祉課	083-934-2988	083-934-2647	syougai@city.yamaguchi.lg.jp
萩市福祉支援障がい福祉係	0838-25-3523	0838-25-5103	syougai-fukusi@city.hagi.lg.jp
防府市障害福祉課	0835-25-2387	0835-25-2539	sfukushi@city.hofu.yamaguchi.jp
下松市福祉支援課	0833-45-1835	0833-41-1515	fukushien@city.kudamatsu.lg.jp
岩国市高齢障害課	0827-29-2522	0827-22-2814	kourei@city.iwakuni.lg.jp
光市福祉総務課障害福祉係	0833-74-3001	0833-74-3070	fukushi@city.hikari.lg.jp
長門市障害者虐待防止センター	0837-23-1243	0837-23-2061	fukushi@city.nagato.lg.jp
柳井市社会福祉課	0820-22-2111	0820-23-7566	shakaifukushi@city.yanai.jp
美祢市障害者虐待防止センター	0837-56-1839		
美祢市地域福祉課	0837-52-5227	0837-52-1490	fukushi@city.mine.lg.jp
周南市障害者支援課	0834-22-8387	0834-22-8464	shogaifuku@city.shunan.lg.jp
山陽小野田市障がい者差別解消相談窓口	0836-82-1170	0836-83-9082	shougai-fukushi@city.sanyo-onoda.lg.jp
周防大島町福祉課	0820-77-5505	0820-77-5111	fukushi@town.suo-oshima.lg.jp
和木町保健福祉課	0827-52-2195	0827-52-7277	fukusi@town.waki.lg.jp
上関町保健福祉課社会福祉係	0820-62-0184	0820-62-1541	shakaifukushi@town.kaminoseki.lg.jp
田布施町町民福祉課	0820-52-5810	0820-52-5967	chominfukushi@town.tabuse.lg.jp
平生町健康福祉課社会福祉班	0820-56-7115	0820-56-7116	kenkou1@town.hirao.lg.jp
阿武町民生課介護福祉係	08388-2-3115	08388-2-2090	minsei09@town.abu.lg.jp
山口県障害者権利擁護センター	083-902-8300	083-922-9915	yamaguchi-kenriyougo@jeans.ocn.ne.jp